

別表 1

(感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く)

対象事業所	令和2年4月1日以降、感染症の対策を徹底した上で、障がい福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障がい福祉サービス施設・事業所		
	サービス種類		基準額
通所系サービス事業所	1	療養介護	2,374 千円/事業所
	2	生活介護	757 千円/事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	346 千円/事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	273 千円/事業所
	5	就労移行支援	265 千円/事業所
	6	就労継続支援	335 千円/事業所
	7	就労継続支援 B 型	353 千円/事業所
	8	就労定着支援	52 千円/事業所
	9	自立生活援助	27 千円/事業所
	10	児童発達支援	380 千円/事業所
	11	医療型児童発達支援	240 千円/事業所
	12	放課後等デイサービス	360 千円/事業所
短期入所サービス事業所	13	短期入所	204 千円/事業所
障害者施設等	14	施設入所支援	1,215 千円/施設
	15	共同生活援助（介護サービス包括型）	402 千円/事業所
	16	共同生活援助（日中サービス支援型）	358 千円/事業所
	17	共同生活援助（外部サービス利用型）	180 千円/事業所
	18	福祉型障がい児入所施設	1,182 千円/施設
	19	医療型障がい児入所施設	635 千円/施設
訪問系サービス事業所	20	居宅介護	115 千円/事業所
	21	重度訪問介護	188 千円/事業所
	22	同行援護	65 千円/事業所
	23	行動援護	115 千円/事業所
	24	居宅訪問型児童発達支援	46 千円/事業所
	25	保育所等訪問支援	38 千円/事業所
相談系サービス事業所	26	計画相談支援	60 千円/事業所
	27	地域移行支援	44 千円/事業所
	28	地域定着支援	46 千円/事業所
	29	障がい児相談支援	44 千円/事業所

※ 1 対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※ 2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

別表 2

(感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る)

対象事業所	障がい者支援施設、障がい児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、 宿泊型自立訓練事業所
交付基準額	3,000 千円／施設・事業所

別表 3

対象事業所		①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業	
		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所ならびに在宅サービス事業所	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所および障がい児相談支援事業所	
交付基準額	1	療養介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	2	生活介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	2千円/利用者	200千円/事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	2千円/利用者	200千円/事業所
	5	就労移行支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	6	就労継続支援A型	2千円/利用者	200千円/事業所
	7	就労継続支援B型	2千円/利用者	200千円/事業所
	8	就労定着支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	9	自立生活援助	2千円/利用者	200千円/事業所
	10	児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	11	医療型児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	12	放課後等デイサービス	2千円/利用者	200千円/事業所
	13	短期入所	2千円/利用者	200千円/事業所
	14	居宅介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	15	重度訪問介護	2千円/利用者	200千円/事業所
	16	同行援護	2千円/利用者	200千円/事業所
	17	行動援護	2千円/利用者	200千円/事業所
	18	居宅訪問型児童発達支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	19	保育所等訪問支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	20	計画相談支援	1. 5千円/利用者	200千円/事業所
	21	地域移行支援	2千円/利用者	200千円/事業所
	22	障がい児相談支援	2. 5千円/利用者	200千円/事業所

※1 対象事業所については、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障がい福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。